

# 認知症の人の日常生活・社会生活における 意思決定ガイドラインについて

平成30年11月30日

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室

※当室では、Facebookアカウント「**オレンジポスト～知ろう認知症～**」を運用しています。  
URL: <https://www.facebook.com/オレンジポスト知ろう認知症厚生労働省-認知症施策推進室-1623614051099456/>

QRコードからもアクセスできます。



# 【参考】 認知症の人の将来推計について

○ 長期の縦断的な認知症の有病率調査を行っている久山町研究のデータから、新たに推計した認知症の有病率(2025年)。

✓ 各年齢層の認知症有病率が、2012年以降一定と仮定した場合：19%。

✓ 各年齢層の認知症有病率が、2012年以降も糖尿病有病率の増加により上昇すると仮定した場合：20.6%。

※ 久山町研究からモデルを作成すると、年齢、性別、生活習慣病(糖尿病)の有病率が認知症の有病率に影響することがわかった。

本推計では2060年までに糖尿病有病率が20%増加すると仮定した。

○ 本推計の結果を、平成25年筑波大学発表の研究報告による2012年における認知症の有病者数462万人にあてはめた場合、2025年の認知症の有病者数は約700万人となる。

「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授)による速報値

年	平成24年 (2012)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成52年 (2040)	平成62年 (2050)	平成72年 (2060)
各年齢の認知症有病率が一定の場合の将来推計 人数/(率)	462万人 15.0%	517万人 15.7%	602万人 17.2%	675万人 19.0%	744万人 20.8%	802万人 21.4%	797万人 21.8%	850万人 25.3%
各年齢の認知症有病率が上昇する場合の将来推計 人数/(率)		525万人 16.0%	631万人 18.0%	730万人 20.6%	830万人 23.2%	953万人 25.4%	1016万人 27.8%	1154万人 34.3%

# 認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)の概要

～ 認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～ (平成27年1月策定・平成29年7月改定)

- ・ 新プランの対象期間は団塊の世代が75歳以上となる2025(平成37)年
- ・ 策定時の数値目標は、介護保険事業計画に合わせて2017(平成29)年度末等で設定されていたことから、第7期計画の策定に合わせ、平成32年度末までの数値目標に更新する等の改定を行った(平成29年7月5日)

## 新オレンジプランの基本的考え方

- ・ 高齢者の約4人に1人が認知症の人又はその予備群。高齢化の進展に伴い、認知症の人はさらに増加  
2012(平成24)年 462万人(約7人に1人) ⇒ 2025(平成37)年 約700万人(約5人に1人)
- ・ 認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるような環境整備が必要。



認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す。

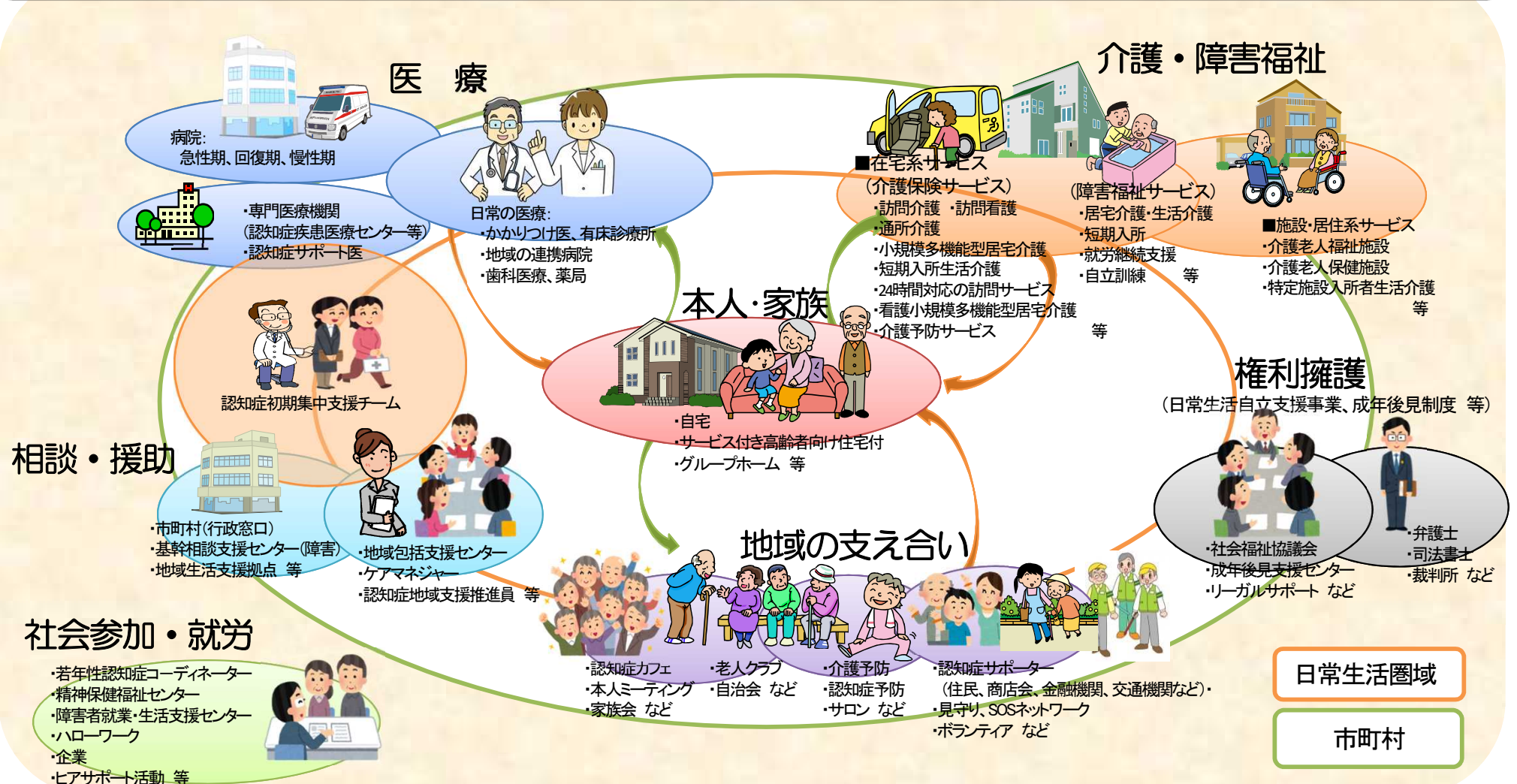
- ・ 厚生労働省が関係府省庁(内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)と共同して策定
- ・ 策定に当たり認知症の人やその家族など様々な関係者から幅広く意見を聴取

## 七つの柱

- ① 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- ② 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- ③ 若年性認知症施策の強化
- ④ 認知症の人の介護者への支援
- ⑤ 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
- ⑥ 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究  
開発及びその成果の普及の推進
- ⑦ 認知症の人やその家族の視点の重視

# 認知症施策の推進について

- 高齢化の進展に伴い、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、認知症の人は約700万人(65歳以上高齢者の約5人に1人)となる見込み。
- 認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、**認知症の人が認知症とともにによりよく生きていくことができるような環境整備が必要**。
- 2025年に向け、**認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現**を目指す。



# 数値目標一覧

※進捗状況の数値は、四捨五入

参 考

項目	新プラン策定時	進 捗 状 況		目標(2020年度末)	参考:改定前目標
		2016年度末	2017年度末		
認知症サポーター養成	545万人 (2014.9末)	880万人	1,066万人 (2018.9末)	1,200万人	800万人 (2017年度末)
かかりつけ医認知症対応力 向上研修	38,053人 (2013年度末)	5.3万人	5.8万人	7.5万人	6万人 (2017年度末)
認知症サポート医養成研修	3,257人 (2013年度末)	0.6万人	0.8万人	1万人	5千人 (2017年度末)
歯科医師認知症対応力 向上研修	—	0.4万人	0.8万人	2.2万人	2016年度より 研修開始
薬剤師認知症対応力 向上研修	—	0.8万人	1.7万人	4万人	2016年度より 研修開始
認知症疾患医療センター	289カ所 (2014年度末)	375カ所	429カ所 (2018.9)	500カ所 ※2次医療圏域に少なくとも 1センター以上設置	500カ所 (2017年度末)
認知症初期集中支援チーム 設置市町村	41市町村 (2014年度末)	703市町村	1,727市町村 (2018.8)	好事例の横展開等により 効果的な取組の推進	全市町村 (2018年度～)
一般病院勤務の医療従事者 認知症対応力向上研修	3,843人 (2013年度末)	9.3万人	12.2万人	22万人	8.7万人 (2017年度末)
看護職員認知症対応力 向上研修	—	0.4万人	1.0万人	2.2万人	2016年度より 研修開始
認知症介護指導者養成研修	1,814人 (2013年度末)	2.2千人	2.3千人	2.8千人	2.2千人 (2017年度末)
認知症介護実践リーダー研修	2.9万人 (2013年度末)	3.8万人	4.1万人	5万人	4万人 (2017年度末)
認知症介護実践者研修	17.9万人 (2013年度末)	24.4万人	26.5万人	30万人	24万人 (2017年度末)
認知症地域支援推進員の 設置市町村	217市町村 (2014年度末)	1.2千市町村	1,733市町村 (2018.8)	好事例の横展開等により 効果的な取組の推進	全市町村 (2018年度～)
若年性認知症に関する事業の 実施都道府県	21都道府県 (2013年度)	42都道府県	47都道府県 (コーディネーター設置 43カ所)	コーディネーターの資質向上 好事例の横展開の推進	全都道府県 (2017年度末)
認知症カフェ等の設置市町村	—	1.0千市町村	1,265市町村	全市町村	—

# 認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～

## V 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

### (4) 安全確保 (権利擁護)

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき策定された「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年3月24日閣議決定）に沿って、成年被後見人の財産管理のみならず意思決定支援・身上保護も重視した適切な支援に繋がるよう、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的・計画的に推進していく。特に全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を段階的・計画的に図る。

本人の特性に応じた意思決定支援を行うための指針の策定等に向けた検討や検討の成果の共有・活用を行う。

# 成年後見制度利用促進基本計画の工程表

		29年度	30年度	31年度※	32年度	33年度
I	制度の周知	パンフレット、ポスターなどによる制度周知				
II	市町村計画の策定	国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ				
III	利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任のための検討の促進		新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ		
		診断書の在り方等の検討				
		意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等				
IV	地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備				
		相談体制・地域連携ネットワーク構築支援 (各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等)		相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築		
V	不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討	金融機関における自主的な取組のための検討の促進		取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討		
		専門職団体等による自主的な取組の促進				
VI	成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理			参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善	
VII	成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途：平成31年5月まで				

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。

※基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

# 「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の概要

## 趣旨

認知症の人を支える周囲の人において行われる意思決定支援の基本的考え方（理念）や姿勢、方法、配慮すべき事柄等を整理して示し、これにより、認知症の人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れることを目指すもの。

## 誰のための誰による意思決定支援か

認知症の人を支援するためのガイドラインであり、また、特定の職種や特定の場面に限定されるものではなく、認知症の人の意思決定支援に関わる全ての人による意思決定を行う際のガイドラインとなっている。

## 意思決定支援の基本原則

認知症の人が、意思決定が困難と思われる場合であっても、意思決定しながら尊厳をもって暮らしていくことの重要性について認識することが必要。本人の示した意思は、それが他者を害する場合や本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合でない限り尊重される。

また、意思決定支援にあたっては、身近な信頼できる関係者等がチームとなって必要な支援を行う体制（意思決定支援チーム）が必要である。

## 日常生活・社会生活等における意思決定支援のプロセス

### 人的・物的環境の整備

- ◎意思決定支援者の態度  
(本人意思の尊重、安心感ある丁寧な態度、家族関係・生活史の理解 など)
- ◎意思決定支援者との信頼関係、立ち会う者との関係性への配慮  
(本人との信頼関係の構築、本人の心情、遠慮などへの心配り など)
- ◎意思決定支援と環境  
(緊張・混乱の排除、時間的ゆとりの確保 など)

### 意思形成支援：適切な情報、認識、環境の下で意思が形成されることへの支援

#### [ポイント、注意点]

- ◎本人の意思形成の基礎となる条件の確認（情報、認識、環境）
- ◎必要に応じた 都度、繰り返しの説明、比較・要点の説明、図や表を用いた説明
- ◎本人の正しい理解、判断となっているかの確認



### 意思表示支援：形成された意思を適切に表明・表出することへの支援

#### [ポイント、注意点]

- ◎意思表示場面における環境の確認・配慮
- ◎表明の時期、タイミングの考慮（最初の表明に縛られない適宜の確認）
- ◎表明内容の時間差、また、複数人での確認
- ◎本人の信条、生活歴・価値観等の周辺情報との整合性の確認



### 意思実現支援：本人の意思を日常生活・社会生活に反映することへの支援

#### [ポイント、注意点]

- ◎意思実現にあたって、本人の能力を最大限に活かすことへの配慮
- ◎チーム(多職種協働)による支援、社会資源の利用等、様々な手段を検討・活用
- ◎形成・表明された意思の客観的合理性に関する慎重な検討と配慮

各プロセスで困難・疑問が生じた場合は、チームでの会議も併用・活用

意思決定支援のプロセスの記録、確認、振り返り



# ガイドライン策定の経緯

## ○成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）

→ 「成年後見制度利用促進委員会」の設置

→ 「障害者や認知症の人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、意思決定の支援の在り方についての指針の策定に向けた検討等が進められるべき」との指摘

→ 成年後見制度利用促進基本計画において、「意思決定の支援の在り方についての指針の策定に向けた検討等が進められるべき」とされた。

障害者・認知症高齢者の意思決定支援の方策が必要

## 老人保健健康増進等事業

○平成27年度「認知症の行動・心理症状（BPSD）等に対し認知症の人の意思決定能力や責任能力を踏まえた対応のあり方に関する調査研究事業」

○平成28年度「認知症の人の意思決定能力を踏まえた支援のあり方に関する研究事業」

○平成29年度「日常生活や社会生活等において認知症の人の意思が適切に反映された生活を送れるようにするための意思決定支援のあり方に関する研究事業」

○障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン（平成29年3月31日 障発0331第15号）

➡ 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン（平成30年6月22日老発0622第1号）を各都道府県知事、指定都市市長宛に発出

# 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン

## 趣旨

- 意思を形成し、表明でき、尊重されることは、日常生活・社会生活において重要であり、認知症の人についても同様。
- 意思決定支援の基本的考え方、姿勢、方法、配慮すべき事柄等を整理し、認知症の人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れることをめざすもの。

## 基本事項

誰の  
ため

認知症の人（認知症と診断された場合に限らず、認知機能の低下が疑われ、意思決定能力が不十分な人を含む。）

誰に  
よる

認知症の人の意思決定支援に関わる全ての人（意思決定支援者）  
例えば、専門職種、行政職員、家族、成年後見人、地域近隣において見守り活動を行う人、本人と接し本人をよく知る人等

支援  
とは

認知症の人の意思決定をプロセスとして支援するもの  
（意思形成支援、意思表明支援、意思実現支援）

## 基本原則

### 意思の尊重

- ・自己決定に必要な情報を、認知症の人が有する認知能力に応じて、理解できるように説明。
- ・本人の表明した意思・選好を尊重する。
- ・本人の示した意思は、それが他者を害する場合や、本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合でない限り、尊重される。

### 意思決定能力への配慮

- ・本人には意思があり、意思決定能力を有することが前提。
- ・その時々<sup>1</sup>の意思決定能力に応じ、本人の保たれている認知能力等を向上させる働きかけを行い意思決定支援をする。
- ・本人の意思決定能力は、理解する、認識する、論理的に考える、選択を表明できる力によって構成される。

### チームによる支援

- ・認知症の軽度の段階で、本人や家族、関係者で話し合い、今後起こりうることについてあらかじめ決めておくなど、先を見通した意思決定支援が行われることが重要。
- ・家族・親族、福祉・医療・地域近隣の関係者等が、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な支援を行う体制（意思決定支援チーム）が必要。
- ・本人の意思決定能力に疑義がある場合等は、チームで情報共有し、再度本人の意思決定支援の方法について話し合う必要がある。
- ・本人の意思を繰り返し確認することが必要であり、本人の意思を理解したとしても、その過程や判断が適切であったかどうかを確認し、支援の質の向上を図ることが必要。

# 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン

## プロセス

### → 日常生活・社会生活等における意思決定支援のプロセス

#### 人的・物的環境の整備

- ◎意思決定支援者の態度  
(本人意思の尊重、安心感ある丁寧な態度、家族関係・生活史の理解 など)
- ◎意思決定支援者との信頼関係、立ち会う者との関係性への配慮  
(本人との信頼関係の構築、本人の心情、遠慮などへの心配り など)
- ◎意思決定支援と環境  
(緊張・混乱の排除、時間的ゆとりの確保 など)

#### 意思形成支援：適切な情報、認識、環境の下で意思が形成されることへの支援

##### [ポイント、注意点]

- ◎本人の意思形成の基礎となる条件の確認(情報、認識、環境)
- ◎必要に応じた 都度、繰り返しの説明、比較・要点の説明、図や表を用いた説明
- ◎本人の正しい理解、判断となっているかの確認



#### 意思表示支援：形成された意思を適切に表明・表出することへの支援

##### [ポイント、注意点]

- ◎意思表示場面における環境の確認・配慮
- ◎表明の時期、タイミングの考慮(最初の表明に縛られない適宜の確認)
- ◎表明内容の時間差、また、複数人での確認
- ◎本人の信条、生活歴・価値観等の周辺情報との整合性の確認



#### 意思実現支援：本人の意思を日常生活・社会生活に反映することへの支援

##### [ポイント、注意点]

- ◎意思実現にあたって、本人の能力を最大限に活かすことへの配慮
- ◎チーム(多職種協働)による支援、社会資源の利用等、様々な手段を検討・活用
- ◎形成・表明された意思の客観的合理性に関する慎重な検討と配慮

意思決定支援のプロセスの記録、確認、振り返り

## プロセスにおける家族

- ・家族がチームの一員になることが望ましく、その家族にも必要な情報を丁寧に説明する必要がある。
- ・その本人の意思と家族の意思が対立する場合、意思決定支援者(主として専門職種や行政職員等)は、その家族としての悩みや対立の理由・原因を確認した上で、提供可能な社会資源等について調査検討し、そのような資源を提供しても、本人の意思を尊重することができないかを検討する
- ・また、家族に対して、本人の意思決定を支援するのに必要な情報を丁寧に説明したり、家族が不安を抱かないように支援をすることが必要である。

## 日常生活・社会生活における意思決定支援

- ・日常生活における意思決定支援は、これまで本人が過ごしてきた生活が確保されることを尊重することが原則になる。
- ・社会生活における意思決定支援は、どのようなケアサービスを選ぶか、更には自己の財産を処分する等が想定される。
- ・本人の示した意思を日常・社会生活に反映した場合に、本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合は、意思決定支援チームで話し合うことが必要である。

## 意思決定支援会議

- ・本人の意思決定能力の判定、また、本人の意思を日常・社会生活に反映した場合に、他者を害する恐れがあったり、本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合には、チームで情報を共有し、共同して考える。
- ・意思決定支援会議は、地域ケア会議、サービス担当者会議等と兼ねることは可能である。
- ・意思決定支援会議では、原則として、本人の参加が望ましい。
- ・専門職種や行政職員等は、適切な意思決定プロセスを踏まえた支援を提供するとともに、提供の過程や結果をモニタリング・記録し、評価を適切に行い、質の向上につなげる役割がある。

各プロセスで困難・疑問が生じた場合は、チームでの会議も併用・活用

## ■事例に基づく意思決定支援のポイント

### 『生活支援、医療機関への受診勧奨』の事例

・本人：女性（一人暮らし） ・家族：長男（県外在住、60代、月1回帰省） ・支援者：近隣住民

#### <事例の内容（意思決定支援プロセス）>

- ・近隣住民が、もともと買い物を手伝うなどして本人の生活の支援を行っていた。
  - ・最近になり、おつりの計算や金銭管理が難しくなっていることが考えられるエピソードがでてきた。
  - ・心配した地域住民より地域包括支援センターに支援の導入について相談がきた。
  - ・社会福祉士が訪問したところ、ごみが散乱するなど、家の管理が困難になっていることがうかがえた。
  - ・本人は何度も同じ話を繰り返すことがあり、日付の感覚が曖昧。
  - ・しかし、本人は病院に通院はしていなかった。
  - ・本人から、家族の連絡先を聞き出し、家族からも情報を得るようにした。
  - ・現在の主たる介護者は長男。月に1回帰省し、掃除・買い物・金銭引き出しの支援を行っていた。
  - ・長男は、本人が自宅の清掃を十分にできなくなってきたことには気づいていたが、遠方のため対応に困っていたとのことであった。
- 
- ・ケア担当者より、本人に今の生活をどのようにとらえているか、尋ねた。
  - ・本人から、「犬や猫と一緒に自宅で暮らしたい」との意向。
  - ・長男は、現時点では本人の思いを尊重し自宅での生活を見守りたい」と考えていた。
  - ・地域包括支援センターの職員と社会福祉士は自宅を訪問し、自宅で暮らすうえでのアセスメントを実施。あわせて、本人に対して、医療機関に受診することのメリット・デメリットなどを説明した上で、医療機関への受診などを勧めた。
  - ・受診の結果、内科的な問題はなかったが、アルツハイマー型認知症の診断を受けた。
  - ・地域包括支援センターの職員は、それらの情報を集め、介護保険サービス導入に向けてケアマネジャー選定及び担当者会議を実施。
  - ・社会福祉士は、家族の意向も踏まえ、ヘルパーによる室内清掃を提案した。
  - ・当初、本人は他人が家にあがることに抵抗があると言ったが、試しをすることには納得した。
  - ・数回、ヘルパーの利用を試した後に、改めて本人の意向を尋ねると、「親切な人で安心した」と導入の提案を承諾した。

#### ※ポイント1

家族からの情報収集、家族に関わりを促す。  
(意思決定支援プロセスにおける家族)



#### ※ポイント2

オープンに尋ね、希望が言いやすいように配慮をする。  
(意思決定支援者の態度)



#### ※ポイント3

経験をした上で判断することも一つの方法である。  
(意思実現支援関係)

※上記は、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の掲載事例から必要な範囲で加工したものです。

※ガイドラインに掲載の各事例は、事例のような対処が唯一の対応であるとして提示されたものではなく、吹き出しのコメントを参考にガイドラインとの関係について理解を頂くために紹介されているものです。

## 認知症の人の意思決定支援のあり方に関する研究事業

### 目的・概要

平成29年度「日常生活や社会生活等において認知症の人の意思が適切に反映された生活が送れるようにするための意思決定支援のあり方に関する研究事業」において、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を策定した。本研究の成果を活用し、意思決定支援の事例集の策定及び普及のための研修のあり方について検討を行う。また、研修の在り方の検討後にモデル的に研修を行い、報告書を作成する。

### ①研修プログラム（案）

	1. 組み込み型プログラム	2. 独立実施型プログラム
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>●専門職向けの既存研修の中で、広く多くの対象者に研修を展開</li> <li>●ガイドラインの周知と意思決定支援の啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●意思決定支援を実践する専門職等の養成</li> <li>●意思決定支援ガイドラインの趣旨・内容を事例や実施プロトコール等で丁寧に解説</li> </ul>
研修内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●映像教材（DVD） →本人インタビュー、趣旨説明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●講義 →スライドによる講義</li> <li>●映像教材（DVD） →本人インタビュー、趣旨説明、事例</li> <li>●グループワーク</li> </ul>

### ②事例集の作成

➢成功事例、困難事例等を10事例程度収集し、まとめることを検討中。

### ③モデル研修の実施

➢全国2～3カ所で実施、講師・受講者からの評価を実施することを検討中。

※内容については、検討中のため、変更されることがある。

# 権利擁護人材育成事業の概要

- 今後、高齢化に伴い認知症高齢者等の増加が見込まれる中、認知症高齢者等がその判断能力に応じて必要な介護や生活支援サービスを受けながら日常生活を過ごすことができるよう、認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理等の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が、切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護に関する人材の育成を総合的に推進する「権利擁護人材育成事業」を創設し、地域医療介護総合確保基金に位置づけることとする。

【実施主体：本事業を適切に実施できる者】 ※ 業務の一部委託も可能。

【都道府県】



【権利擁護人材に関する総合的な育成】



## 〈権利擁護人材の養成研修〉

- 市民後見人等の養成研修の実施

## 〈権利擁護人材の資質向上のための支援体制〉

- 家庭裁判所に対する適切な後見候補者の推薦や市民後見人等からの定期的な報告を踏まえた適切な助言指導を行うなど権利擁護活動を安定的かつ適正に実施するための支援体制を構築することにより、市民後見人等の資質向上を継続的にフォローアップする。
- 弁護士、司法書士、法テラス、社会福祉士等との連絡会議の開催など専門職との連携体制を構築することにより、専門職からのバックアップを通じた事案解決能力の向上を図る。

※ 枠内が補助対象

これらの取組を通じて、権利擁護人材の育成を推進

【利用料収入・後見報酬で実施】

【生活支援員】

介護保険サービス等の利用援助



日常生活上の金銭管理等の支援

【市民後見人(成年後見制度)】

身上監護に関する法律行為の支援



財産管理に関する法律行為の支援

判断能力の変化に応じた、切れ目のない、一体的な支援の確保



能力が不十分

判断能力を喪失

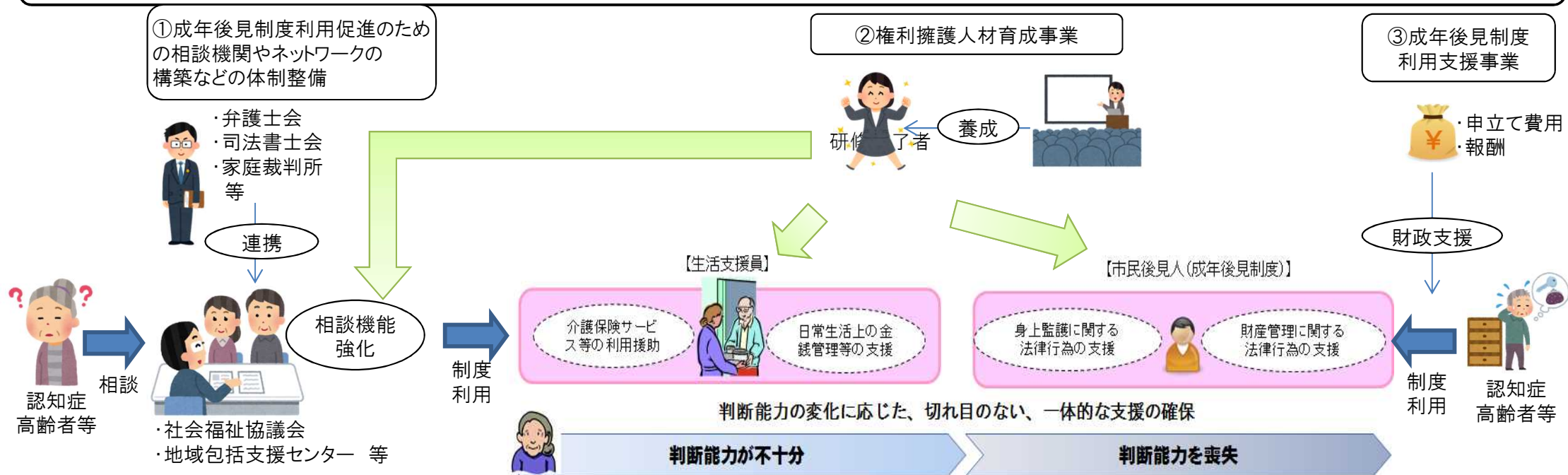
# 認知症高齢者等の権利擁護に関する取組の推進

## 概要

今後、高齢化に伴い認知症高齢者等の増加が見込まれる中、認知症高齢者等がその判断能力に応じて必要な介護や生活支援サービスを受けながら日常生活を過ごすことができるよう、認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理等の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、認知症高齢者等の権利擁護に関する取組を推進。

## 事業内容(平成30年度予算)

- ① 成年後見制度利用促進のための相談機関やネットワークの構築などの体制整備** 認知症総合戦略推進事業(3.3億円の内数)
  - ・ 成年後見制度利用促進のため、社会福祉協議会や地域包括支援センター等の相談機関やネットワークの構築などの体制整備を実施。
  - ・ 認知症高齢者の意思決定支援のための普及・啓発※ 実施主体:都道府県 補助率:1/2
- ② 権利擁護人材育成事業** 地域医療介護総合確保基金(介護分) 483億円の内数  
成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進する。
- ③ 成年後見制度利用支援事業** 地域支援事業 1,988億円の内数  
低所得の高齢者に対する成年後見制度の市町村申立てに要する経費や成年後見人等に対する報酬の助成等を行う。





# 本人ミーティングを 知る



本人ミーティングとは何か、何が大切かを伝えている本人

## ★本人ミーティングとは

認知症の本人が集い、本人同士が主になって、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのよりよい暮らし、暮らしやすい地域のあり方を一緒に話し合う場です。

『集って楽しい!』に加えて、本人だからこそその気づきや意見を本人同士で語り合い、それらを本人同士、そして地域に伝えていくための集まりです。

## ★なぜ、本人ミーティングが必要?

### 本人

- ◆ 声をよく聴いてもらえない
- ◆ わかってくれる人、仲間に出会えない
- ◆ 世話になる一方はつらい、役立ちたい
- ◆ 自分の暮らしに役立つ支えがない
- ◆ 生きていく張り合いがない
- ◆ とじこもる、元気がなくなる

今、地域で  
起きている  
こと  
(課題)

### 地域の人、支援関係者、行政

- ◆ 本人の声をよく聴いたことがない
- ◆ 本人のことが、よくわからない
- ◆ つきあい方、支え方がよくわからない
- ◆ 本人が地域の中で元気で生きがいを  
もって暮らし続けるために、どんな  
(新しい)サービスが必要かわからない

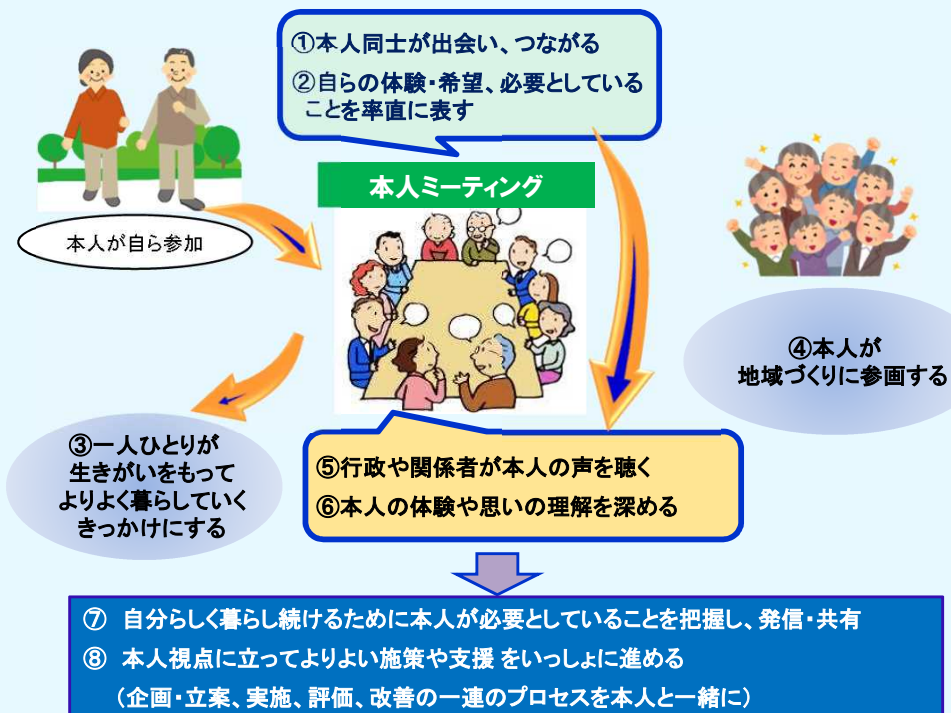
○ 本人が仲間と出会い、思いを率直に語れる場/聴く場が、地域にあったら、  
お互いに、楽に、元気になれる。

○ 本人が、声をもとに本人と地域の様々な人が一緒に考え活かしていくことで  
やさしいまちをスムーズにつくれる。

地域の現状を、みんなで一緒に、よりよく変えていこうとして  
始まったのが、本人ミーティングです。

## ★本人ミーティングのねらい

○ 本人ミーティングは、認知症の人の視点を重視したやさしい地域づくりを具体的に進めていくための方法です。



## 参考

### 認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)【抜粋】

- 認知症の人が住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるために必要と感じていることについて実態調査を行う。
- 認知症の人同士の繋がりを築いて、カフェを超えた地域の中での更なる活動へと繋げていけるような認知症の人の生きがいづくりを支援する取組を推進する。
- 認知症の人やその家族の視点は、本戦略だけでなく、地方自治体レベルで認知症施策を企画・立案し、また、これを評価するに当たっても尊重されることが望ましい。認知症の人やその家族の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映させるための好事例の収集や方法論の研究を進め、これを発信することで全国的な取組を推進していく。

### ニッポン一億総活躍プラン【抜粋】

- 認知症の人が集まる場や認知症カフェなど、認知症の人やその家族が集う取組みを2020年度までに全市町村に普及させ、こうした活動の情報を市町村や地域包括支援センターから住民に発信する。

# ■ 診断直後の支援

診断直後に認知症の本人が手にし、次の一步を踏み出すことを後押しするような本人にとって役に立つガイドを作成

## 「本人 にとっての よりよい暮らし ガイド」 ～ 一足先に認知症になった私たちからあなたへ ～

このガイドを手にしたあなたへ

### 新たなスタートを、いっしょに

このガイドは、一足先に認知症の診断を受け日々を暮らしてきている私たちから、あなたが元気になって、これからをよりよく暮らしていくヒントにしてほしい、と願って作ったものです。

わたしたちは、日々、悪戦苦闘しながらも、人生を楽しんでいます。いろいろな可能性があります。

せっかくの自分の人生。  
これからあなたが、少しでもいい日々を過ごしていけますように！



わたしに関することは、どんなことでも最初にわたしに聞いて下さい。  
わたしのことを、わたしを抜きに決めないでください。

クリスティーン・プライデン（オーストラリア在住）



# ■ 診断直後の支援

都道府県や市町村の行政担当者・関係者が、認知症施策や地域支援体制づくりをより効率的に展開していくことを支援するために作成 ※「本人にとってよりよい暮らしガイド」と同時に活用（都道府県・市町村用）

## 「本人の声を起点とした認知症地域支援体制づくりガイド」



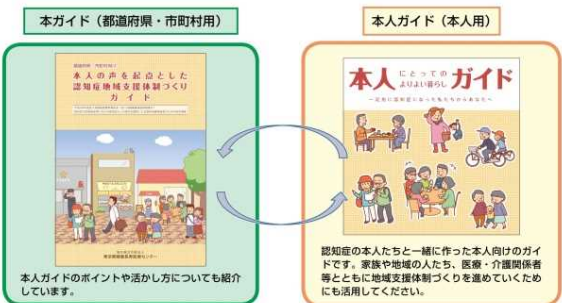
行政がやるべきことの種（根拠）は、地元の本人の声の中にある！

認知症担当になった時、まず最初に書かれたことは、「現場に行って、本人に会い、声を聴け」と。事務職としてその時の体調が非常に生きています。

### このガイドのねらいと活かし方

- 大都市でも、小さな町村でも、認知症の人が増え続けていく時代です。
- 「認知症の人たちにやさしい町に」新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）がめざす方向に向かって、あなたの自治体でも様々な事業や取組を試し錯誤で進めていると思います。
- このガイドは、都道府県や市町村の行政担当者・関係者が、認知症施策や地域支援体制づくりを
  - ・よりスムーズに（もっと楽に）
  - ・より効率的に（役にたつことを、無駄・無理なく）
 展開していくことを応援するために作られたものです。
- その重要なポイントは、認知症とともに暮らしている「本人の声」。
  - ※新オレンジプランの中でも「本人の意思の尊重」、「本人の視点の重視」がキーワード。
- このガイドでは、それらを各自治体で具体的に進めていくためのあり方や方策をわかりやすくお伝えします。

★本ガイドの関連冊子として、「本人にとってのよりよい暮らしガイド（通称：本人ガイド）」があります。その活かし方やポイントについても、本ガイドでご紹介します。



### セットでご活用下さい。

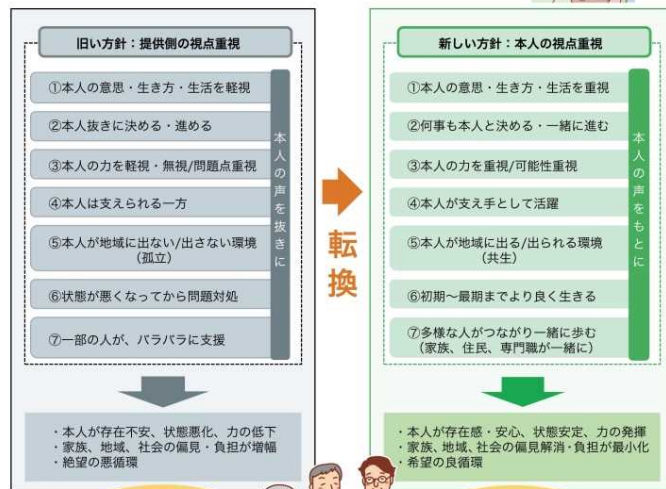
- ・認知症施策のこれからのあり方、計画・実施・見直しの参考に
- ・認知症の本人、家族のよりよい暮らし・支援のための、具体的な道具として
- ・医療・介護・福祉関係者の意識・サービス、連携・協働の道具として
- ・地域の多様な関係者が、連携・協働をしていくための道具として

### 1 認知症になってからの日々をより良く暮らせるわが町に

- ◆今、認知症地域支援体制づくりの「方針の転換」が求められています。
- ◆施策や事業、資源の量をいくら増やしても、方針が古いままでは、本人や家族、地域の人たちが、共に安心して暮らしている地域にはなりません（行政としての成果が上がりません）。
- ◆限られた人手、時間、コストの中で最大限の成果を出していくためには、「新しい方針」への転換が不可欠です。
- ◆「新しい方針」の根幹になっているのは、「本人の声」です。

### 「旧い方針」から「新しい方針」へ切りかえよう！

あなたの自治体の方針は？あなた自身の方針は？



早く、方針転換しないとみんなが楽になれないね。

あたりまえのことだけだよ。自分だったら、こうあってほしいし……。

- ◆方針の転換は、国内外で1990年代から徐々に始まってきている、旧くて新しい課題です。国内では、新オレンジプラン（2015年1月）以降、「本人の視点重視」が施策の重要な柱として位置づけられています。この方針は、自治体がすべての施策や事業を進める上での根幹です。

本人の声の中に、必要な支援や地域とは何か、その手がかりが豊富にある！

- ◆何が起き、何が必要か、本当のことは認知症になった本人にしかわからない。
- ◆本人の声を通じて、現行の支援や事業・施策の見直すべき点、改善点や不足している点（新たに必要なこと）、優先課題が具体的に浮き上がってくる。
  - 「本人の声を聴く」ことを、行政担当者・関係者の仕事の第一歩にしよう。
- ◆技術職はもちろん、事務職の担当者も。
  - 普段から地域にアンテナをはって、本人の声を知ろう、集めよう
    - ※地域の様々な人たちと一緒に。
  - 本人の声を聴いておしまい、集めておしまいしないで、最大限活かそう。
    - ※まずはその本人のために、そして地域のために。

### 本人の声を聴く



見方を変えれば、声を聴くチャンスは様々な部署・事業を超えて、地域とつながり、出向いて聴こう

- 今ある場所や事業、取組に出向いて聴く
  - 認知症カフェ、地区のサロン、町かどなどで
- 介護保険サービス事業者、医療機関と協働して出向いて聴く
  - 地域密着型サービス事業所、サポート医の医療機関等
- 本人たちが出合い、語り合う機会・場を作る
  - 「本人ミーティング」「本人の集い」等の開催
- 本人に依頼し聴ってもらう機会を作る
  - 職員や住民の集まり、検討会や委員会などで

### 本人の声を情報化する



本人の声を「本人からの情報発信」としてとらえ、継続的に記録、蓄積しよう

- 多様な機会に本人が発信している声を、地域支援体制づくり、施策、事業のための「情報源」と位置づけよう
- 継続的に記録、蓄積し、関連部署・関係者の間で共有しよう
- 本人の「ありのままの声」の記録が重要。その中に具体的な内容や周囲が気づけずいたことが潜んでいる。周囲の考えや専門用語で声を加工してしまわないよう関係者で申し合わせよう

声は加工しないで「ありのまま」を大切に

### 本人の声を活かす機会をつくる



「本人の声」をテーマにした話し合いの機会を作ろう

- 担当部署、庁内関係部署間、地域の認知症関連関係者等、多様な立場、メンバーによる話し合いの機会をつくる
  - 担当部署内からはじめて、関連部署や関係者に情報発信、「話し合い」への参加者を広げていく。
- 話し合いの機会に、本人が参加
  - ※一人からでも本人が参加できるようトライしよう

本人の参加が、本人視点、本人参加が進む一歩になる

# ■認知症の理解を深める普及・啓発キャンペーン

「認知症と共に生きる社会」、誰もが自分らしく暮らすことができる「地域共生社会」の中で、「認知症」をどう考えるか、一人ひとりが自分のことと考えるためのDVDを作成。

※映像内容は、下記のURLからも確認いただけます。

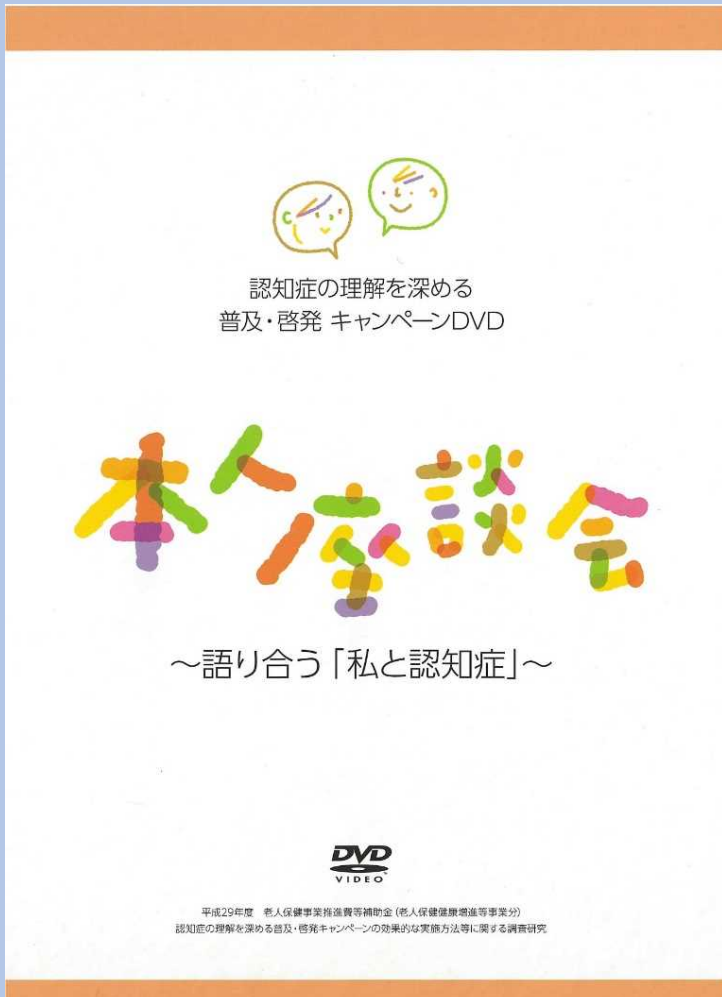
[https://www.npwo.or.jp/dementia\\_campaign/index.html](https://www.npwo.or.jp/dementia_campaign/index.html)



**DVD映像は、4人の認知症当事者が、今、伝えたいことを、考え話し合ったものです。**

～以下、『活用の手引き』から抜粋～

- とりわけ、これまであまり「認知症」について考えてこなかった、そのような人にぜひ視聴いただきたいと思っています。
- 自分の抱いていた「認知症」とどこが同じなのか、あるいはどこが違うのか、認知症の人の発言を聞いてどう思ったかなど、改めて「認知症」について考えてみてください。
- 多様な価値観の中で、あなた自身の「認知症観」を考えていただきたいのです。ですので、このDVDは、認知症について何らかの「答え」を提供するものではありません。むしろ、話し合った認知症の当事者からの「問いかけ」とも言えるでしょう。それぞれの答えは、これを見た皆さんの側にあります。



# 第32回国際アルツハイマー病協会国際会議(平成29年4月27日)

## 丹野智文さんによるスピーチ

- 本日はこのような場で話をさせて頂きありがとうございます。ただいまご紹介頂きました、丹野智文です。
- 実は、私は多くの講演活動をしていますが、こんな大きなところで登壇することに不安がありました。まだまだ偏見もあり、こうしてきちんと話をする当事者は、診断の間違ひではないだろうかと言われる人もいますからです。しかし、本日、多くの当事者が登壇し、歌いました。今日、ここで私が話しようと思った理由は、認知症になったら終わりではない全国にいるまだまだ不安のある当事者へ、認知症でも笑顔で元気に楽しく過ごすことが出来る事を知ってもらいたかったからです。
- 私も、診断後は「認知症＝終わり」だと思い、不安や恐怖から、夜、泣いてばかりいました。それは泣きたくて泣いていたわけではなく、ベットに入ると自然と涙が流れてくるのです。それだけ、常に不安と恐怖があり、押しつぶされそうになっていました。それが、元気な当事者やサポートしてくれる人達との出会いにより少しずつですが、不安が解消されてきたのです。
- 私は、私よりも先に不安を乗り越えた元気で明るい認知症当事者との出会いにより10年たっても元気でいられることを知りました。私が選んだのは認知症を悔やむのではなく認知症と共に生きるという道です。
- 診断されてからもう少しで4年になります。診断後クリスティンさんの本を読んで、そして、昨年、スコットランドワーキンググループのジェームズマキロップさんと出会って、国や環境が違っても認知症の診断直後に不安や恐怖を感じ、偏見が怖くて家に閉じこもるなど共通することが多く、共感することができました。
- 国や環境が違うのにまるっきり診断直後の悩みは一緒だったのです。世界の当事者が同じ悩みで悩まないように世界の前向きな希望もてる当事者が、今日、この京都に集結したのです。

- 今までは、認知症という何とも出来ない決めつけて守らなければならない存在だと思われていました。スコットランドでは当事者が声をあげ、当事者団体が数多く出来ていることに、どのようにして出来上がったのか、なぜ当事者が出てくることが出来たのか、スコットランドで成功したことは日本でも参考になるのではないかと、思うようになり、研究者が行って見てくるのも大切ですが、当事者が見て感じてくるのが大切ではないかと考え、昨年9月にスコットランドへ行って当事者と出会う旅を実現しました。多くの認知症当事者と出会い、話を聞く事が出来ました。
- 私は最初、偏見や支援についてばかり聞いていましたが当事者と出会い話をしているうちに日本の当事者と違う点があると感じてきました。スコットランドでは、当事者の支援するための考えとしてストレスをなくす、不安をなくす、自立する手助けをするの3つを考えていると言われていました。私は日本ではストレスをなくす、不安をなくす、守る＝なんでもやってあげるの3つだと感じています。スコットランドの当事者は進行していても自分のことは自分でしていきたいと言っています。そして周りの人達の支援の仕方や当事者の意識の持ち方が日本とイギリスでは違うと感じました。
- 自立を考える上で重要なのは「自己決定」をして「自分の過ごしたい生活を過ごせているかどうか」、自分らしい生活が出来ているかというのがポイントです。私達当事者は守られるのではなく、目的を達成するために支援者の力を借りて課題を乗り越える事が必要だと感じます。
- しかし、日本ではまだまだ守られていると感じます。リスクはありますが、守られることで機能の低下を招くと思います。スコットランドの当事者はリスクをおかしてでも行動しており、家族も制限をかけずに自信のある当事者を見て誇りに思っています。スコットランドの当事者も進行していないわけではなく、進行していても当事者それぞれが工夫をすることで、自分が困らない事を知っています。自分でやることで自信を持っています。
- でも、これらはスコットランドでもすべての当事者ではなく一部の当事者です。しかし、そのような自立している人達は10年経っても元気で笑顔でした。私が出会った当事者は何をやるにもまだあきらめておらず、希望を持ちながら進行していているように感じました。

- 私もこれから進行していくことには不安もあります。しかし、進行していてもサポートしてもらいながら、その時その時を楽しく過ごしていくことが出来れば、それが認知症と共に生きるということかなとスコットランドの旅で考えました。
- 日本には進行していった時の支援がたくさんあります。日本のよいところ、世界のよいところそれぞれあり、合わせる事が出来れば認知症になった人が幸せな社会になると思います。
- 12年前のADIで初めて当事者、越智 俊二さんが登壇しました。そのころから少しずつですが、声をあげる当事者が増えてきました。しかし、そのような人達は特別な人達だと思われてきました。きちんと当事者の話を聞いて一緒に考える人達が増える事を望みます。
- いずれ世界のどこかで認知症が治る薬が開発されると思います。しかし老化は防げません。認知症の老化は紙一重だと思います。だからこそ、今みんなが認知症になっても大丈夫な支え合いの社会を作ることに力を入れれば、いずれ認知症が治る薬が出来たときに高齢者にも優しい社会になると思います。そして高齢化率NO1の日本が先頭になり本当に認知症になっても住みやすい社会、認知症とともに生きていくことを考えなければならぬと思います。
- 今日をきっかけに世界の人達、日本の多くの団体が手を結びそしてその中に当事者も参画し、一緒に認知症にやさしい町作りを考えていきましょう。このADIが成功することを祈っています。